

新年あけましておめでとうございます。より一層お客様に満足して頂けるように誠心誠意、励んでいく所存でございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。皆様のご健勝とご多幸をスタッフ一同心よりお祈りしております。

該当の事業者様は源泉所得税、償却資産税について次の申告・納付手続きが必要となります。

① 源泉所得税の特例納付…納付期限 1月20日(金) ② 償却資産税の申告…申告期限 1月31日(火)

平成29年税制改正大綱 法人税(高井)

法人課税関係では、各種優遇税制の拡充検討や法人税の軽減税率(所得800万円以下の部分につき15%)の適用期限が平成30年度末まで2年延長など緩和的な動きの一方で、資本金1億円以下の中小企業のうち平均所得金額(前3事業年度の平均)が年15億円を超える事業年度については、法人税率の軽減等の中小法人向けの優遇措置が適用されない等、昨今の情勢を鑑みた項目が盛り込まれています。

その他、『攻めの経営』を促す役員給与等に係る税制や、特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフ等の円滑な実施を可能とする税制等の新制度の整備や、確定申告書の提出期限が従来の事業年度終了後2ヵ月以内から6ヵ月以内の範囲内で延長が可能となること等の改正内容となっています。

国際課税関係では、多国籍企業の租税回避を抑制する一方、日本企業の健全な海外展開のために外国子会社合算税制(タックスハイブン対策税制)の抜本的な見直しが行われます。適用対象法人の拡大や『ペーパーカンパニー』『事実上のキャッシュボックス』『ブラックリスト国所在』の場合の課税強化が検討されています。

平成29年税制改正大綱 所得税(木村)

個人所得課税では配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、NISAの長期積立枠の新設が注目されています。

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しは平成30年以降、配偶者の年収要件を現行の103万円以下から150万円以下に引き上げ、150万円を超えても201万円以下なら控除の一部が受けられるというものです。ただ、本人の年収が1,220万円超の場合は控除を受けることができませんし、年収1,120万円を超え1,220万円以下の場合は控除額が減少するという内容になっております。

次に、株式や投資信託などの投資を優遇する少額投資非課税制度(NISA)についてですが、非課税期間を最長20年、年間積立額の上限を40万円とする長期積立型の新枠が創設されます。現行のNISAは年間120万円の購入枠が設けられ、株式などへの投資で得た売却益や配当が5年間非課税になるというものです。長期積立枠のNISAは非課税対象となる金融商品が現行のNISAより制限され、現行制度との選択適用となるようです。

その他、所得税額の特別控除の対象となる既存住宅の増改築等工事に従来の省エネ改修工事、耐震改修工事に一定の耐久性向上改修工事が加えられることが検討されております。